

泉陽会会則

第1章 総則

- 第1条 本会は、大阪府立泉陽高等学校同窓会「泉陽会」(略称泉陽会)と称する。
- 第2条 本会は会員相互の親睦を図ると共に、母校の進歩と発展に寄与することを目的とする。
- 第3条 本会は本部を堺市堺区車之町東3丁2番1号泉陽高校内泉陽会館におく。会員多数在住の地方には、代議員会の承認を得て、支部を設ける事が出来る。

第2章 会員

- 第4条 本会は次の会員をもって組織する。
- 正 会 員
1. 大阪府立泉陽高等学校(以下泉陽高校という)又は大阪府立堺高等女学校(以下堺高女という)の卒業生。
 2. 泉陽高校又は堺高女に在籍した者で、同期代議員の承認を得た者。
- 特別 会 員
1. 泉陽高校の現職員。
 2. 泉陽高校・堺高女の旧職員で本会に入会を希望する者。

第3章 役員

- 第5条 本会に次の役員を置く。
- | | | |
|---------|--------|-------------------------|
| 会 長 | 1名 | 本会を代表し会務を総理する。 |
| 副 会 長 | 若干名 | 会長を補佐し、会長事故ある時はこれを代行する。 |
| 会 計 監 査 | 2名 | 本会の会計事務を監査する。 |
| 執 行 委 員 | 若干名 | 執行委員会を構成し、本会の業務を執行する。 |
| 名 誉 会 長 | 1名 | 本会の運営に協力し、適切な助言をする。 |
| 顧 問 | 若干名 | 会長・副会長の会務執行に、適切な助言をする。 |
| 代 議 員 | 各期2名以上 | 会長の諮問に応じ、議案の審議や提案を行う。 |

- 第6条 役員等は次の方法によって選出する。
- 会 長 : 代議員会において会員中より選出し、総会の承認を得る。
- 副 会 長 : 上に同じ
- 会 計 監 査 : 上に同じ
- 執 行 委 員 : 会長が副会長と協議をして会員中より指名し、委嘱する。
- 名 誉 会 長 : 泉陽高校の現校長を推す。
- 顧 問 : 本会の発展に特に寄与した者の中から会長が指名する。
- 代 議 員 : 各期代表、各卒業期幹事会に於いて会員の中より原則として男女各1名を選出し会長が委嘱する。

- 第7条 校内幹事 本会と学校との連携を密にするために校内幹事を置く。
校内幹事は現教職員の中より選出し、会長が委嘱する。

- 第8条 本会の役員等の任期は3年とする。ただし、再任は妨げない。
尚、補欠による任期は、前任者の残任期間とする。

第4章 会議

- 第9条 本会は次の会合を開催する。
1. 総会 年1回
 2. 代議員会 年2回以上
 3. 執行委員会 随時
 4. その他会長が必要と認めた会合

- 第10条 総会は、最高決議機関であり、次の議案を審議決済する。
1. 本会の予算決算の承認
 2. 会長、副会長、会計監査の選出
 3. 本則改正の承認
 4. 本会事業の報告、計画の承認
 5. その他必要と認められる事項
- 第11条 代議委員会は、次の事項について審議し提言する
1. 総会に提案する議案
 2. 会長が必要と認めた事項
 3. その他、本会の事業に関すること
- 第12条 執行委員会は、各委員会事業について協議する。
- 第13条 会議における成立は出席者の過半数とし、同数の場合は議長がこれを決する。
- 第5章 事業
- 第14条 本会の目的を達成するために、次の事業を行う。
1. 名簿の管理
 2. 各種の会合
 3. 会報「いづみ」の発行
 4. 同窓会館の運営
 5. ホームページの運営
 6. その他適切な事業
- 第6章 会費及び会計
- 第15条 本会は会費・入会金及び寄付金によって運営される。
- 第16条 本会の会計を統括する会計年度は、1月1日から12月31日までとする。
- 第17条 本会の正会員は入会金(年会費の3口とする)を納入し、
又年会費(1口3,000円とする)を毎年1口以上納入するものとする。
- 第7章 その他
- 第18条 本会は代議員会の承認を得て、委員会・特別委員会を設置する事が出来る。

- ◆昭和58年4月3日改正
- ◆昭和61年4月6日改正
- ◆昭和61年7月6日改正
- ◆平成10年4月5日改正

- ◆平成13年4月1日改正
- ◆平成16年4月4日改正
- ◆平成21年4月5日改正
- ◆平成28年4月3日改正